

別府市監査委員告示第1号

監査結果について

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定により監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

記

監査対象

企画部  
共創戦略室

平成30年1月15日

別府市監査委員 惠 良 寧

同 野 口 哲 男

同 高 森 克 史

# 監 査 報 告 書

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定による監査

## 2 監査の対象

企画部及び共創戦略室

## 3 監査の着眼点

- (1) 現金の取扱いは適正に行われているか。
- (2) 公有財産の管理は適正に行われているか。
- (3) 物品の管理は適正に行われているか。
- (4) 委託契約等は適正に行われているか。

## 4 監査の主な実施内容

監査の対象から提出された関係書類等を調査するとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

## 5 監査の実施場所

別府市役所4階 監査事務局

## 6 監査の日程

平成29年9月1日から平成29年11月30日まで

## 7 監査の結果

監査の結果、一部改善又は検討を要する事項は、次のとおりである。

### I 共通項目

#### (1) 現金取扱事務について（自治振興課）

現金取扱事務については、一部使用料の積算誤り、領収証書の誤った訂正が見受けられた。条例等関係法令に基づき事務処理されたい。

また、つり銭など現金の確認については可能な限り複数人で行われたい。

#### (2) 公有財産の管理について（自治振興課）

自動販売機設置場所として建物の一部を貸付けしているが、公有財産貸付台帳が整備されていなかった。別府市公有財産規則に基づき適正に事務処理されたい。

### **(3) 郵便切手等の管理について（防災危機管理課）**

郵便切手は、金券であり換金性も高いことから別府市文書管理規程で受払補助簿による受払いが規定されているが、それを行っていなかった。同規程に基づき適正に管理されたい。

## **II 個別項目**

### **(1) 財産の有効活用について（総合政策課）**

行政財産の貸付範囲が拡大されたことに伴い、「公募による貸付け」を全庁的に浸透させるため、本市で制定した要綱等では、貸付けの相手方と一般競争入札を行い、選定した設置事業者と貸付契約を締結すると規定しているが、指定管理者制度が導入されている多くの公の施設では、自動販売機の設置について市が指定管理者に対して使用許可を行い、指定管理者が使用料を市に支払う形態となっていた。

これは自動販売機の設置に関する取扱いについて、考え方、基準等の詳細で具体的なガイドライン等が定められていないことが原因と思われる。

自主財源確保の必要性が強く叫ばれる中、財産の有効活用に関する取組みを一層推進し、財産の有効活用に努められたい。

### **(2) 高齢者運転免許証自主返納支援事業について（防災危機管理課）**

この事業の対象者は、別府市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱第2条では、「市の住民基本台帳に記録されている70歳以上の者で、(中略)運転免許証の有効期間が満了する日までに受けているすべての運転免許の取消しを申請し、(中略)運転免許証を返納したものとする。」と規定されているが、基準日の取扱いについて一部整合性のない取扱いが見受けられた。同要綱に基づいた統一的な事務処理を行われたい。

また、運転免許証の返納に対する支援となるIC乗車カードについて、別府市物品取扱規則に規定する受払補助簿により管理されたい。